

第509回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 5 0 9 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和8年4月24日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 10時05分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

## 9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	副主幹	山崎 明美
副事務局長	小野寺 雅樹	副主幹	鈴木 信幸
主 幹	長嶋 幹生	主 査	岩崎 達矢
副主幹	河合 將人	主 事	堀口 優衣

## 10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和8年4月24日第509回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 今野 英子

委員 永島 千恵子

委員 田畑 たき子

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書3月分について報告する。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計4件、9筆、2,885.98㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計8件、12筆、6,357㎡である。農地改良届については、合計4件、6筆、3,651㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計1件、3筆、119.14㎡である。相続税の納税猶予に関する3年ごとの農業継続証明書については、合計13件、78筆、105,270㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計16件、87筆、48,926.32㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条

第3項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数6件、筆数49筆、面積36,678.97㎡についての意見照会があった。

整理番号1番は、夫の年齢37歳、妻の年齢37歳、それぞれ農業従事日数は150日以上、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約144アールである。

整理番号2番は、年齢85歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約150アールである。

整理番号3番は、年齢35歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約258アールである。

整理番号4番は、代表取締役の農業従事日数150日以上、農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約73アールである。

整理番号5番は、年齢68歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約303アールである。

整理番号6番は、年齢58歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約72アールである。

以上のことから、整理番号1番から6番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条

第5項の要件を満たしており、農用地利用集積等促進計画（案）は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

#### 議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数8件、筆数25筆、面積19,709㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、12筆、9,589㎡の申請である。譲受人は、現在63歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに、約114アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約10mから約800mである。

整理番号2番については、経営拡張のための所有権移転で、

1筆、998㎡の申請である。譲受人は、現在72歳で、農業従事日数は年間300日以上、約184アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約800mである。

整理番号3番については、贈与による所有権移転で、1筆、1,004㎡の申請である。譲受人は、現在49歳で、農業従事日数は年間200日以上、家族とともに、約198アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は、農業の拠点となる実家から、約200mである。

整理番号4番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、495㎡の申請である。譲受人は、現在86歳で、農業従事日数は年間150日以上、約150アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約250mである。

整理番号5番については、経営拡張のための所有権移転で、7筆、6,337㎡の申請である。譲受人は、現在75歳で、農業従事日数は年間300日以上、約135アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約500mである。

整理番号 6 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、1 7 0 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在 5 6 歳で、農業従事日数は年間 1 5 0 日以上、家族とともに、約 2 7 5 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 3 0 m である。

整理番号 7 番と 8 番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。整理番号 7 番は、1 筆、5 0 2 m<sup>2</sup>、整理番号 8 番は、1 筆、6 1 4 m<sup>2</sup>で、経営拡張のための所有権移転の申請である。譲受人は、平成 2 2 年に設立した株式会社で、主たる事業は、農産物の生産、加工、販売である。代表取締役は、農業に常時従事し、全ての議決権を持っている。他に役員はいない。経営面積は、約 8 4 7 アールで、申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 k m である。

以上のことから、整理番号 1 番から 8 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「はじめに、整理番号 1 番について、調査報告する。4 月 1 9 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 6

3歳で、農業従事日数は、年間150日以上、約114アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、申請地においては水稲を計画している。また、トラクター、耕運機、田植機、コンバインなどを拝見させていただき、さらに譲渡人である本家の農機具も利用できるとのことであり、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。次に、整理番号3番について、調査報告する。4月19日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在49歳で、農業従事日数は、年間200日以上、約198アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、申請地においては水稲を計画している。農業の拠点はお実家で、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「はじめに、整理番号1番について、意見を申し上げます。4月19日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進

委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。次に、整理番号3番について、意見を申し上げる。4月19日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、調査報告する。4月21日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在75歳で、農業従事日数は、年間300日以上、約135アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻と野菜で、申請地においては麦を計画している。また、トラクター、耕運機、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、意見を申し上げる。4月21日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員として

は、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から8番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

### 議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積2.62㎡についての申請があった。

整理番号1番については、ごみ集積所に使用のため、1筆、2.62㎡の申請である。申請人は相続した土地を住宅建築のため5世帯に売却した。しかし、付近に受け入れできるごみ集積所がないため、新たにごみ集積所が必要になった。そこで、集落に接続してごみ集積所を設置する計画である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。

以上のことから、整理番号1番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法

第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数9件、筆数16筆、面積13,008.99㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、271㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考え

られる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、323㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、244.48㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、砂利採取に使用のための使用貸借権設定で、5筆、10,581㎡の申請である。譲受人は平成19年8月に株式会社を設立し、土木工事業を主な業務

としている。本件につきましては、砂利採取のため、許可日から1年間の一時転用として令和7年7月1日に許可を受けているが、天候不順等による事業の遅延のため、一時転用の許可期間について延長を行うとの申請である。延長期間は令和8年12月30日までの半年間で、変更によって計画どおり砂利採取を完了し、農地に復元できる見込みである。その他については、当初事業計画と変更はない。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、309.51㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、申請地を贈与にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から汲取槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、286㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、宅地と一体で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。

(合計敷地面積389.89㎡)農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨

水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、269㎡の申請である。譲受人は妻の実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。

農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、230㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、495㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分

については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から9番については、それぞれ立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から9番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第5号

川越都市計画生産緑地地区の変更案における  
農地等に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に生産緑地地区の変更案における農地に対する意見について説明を求めた。

事務局は「本件は、申請地が生産緑地法第2条第1号に規

定する農地等に該当しているかについて農業委員会の意見を求められているもので、今回意見を求められている申請地は、今回の申請地は、上戸に位置し、筆数1筆、面積1,189㎡についての意見照会である。都市計画課において、事前に申請者に利用状況の聞き取りや、現地の確認を行うなど、現に農業の用に供されている農地と判断している。また、4月10日に当事務局職員と農業委員とともに現地において、畑として使用されていることを確認している。

以上のことから、議案書に記載のとおり、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当しているものと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおりに決定する。

#### 議案第6号

川越市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決

議について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「令和元年に、農業委員会会長などが農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生したため、「全国農業会議所」では 令和元年11月28日

に開催された「全国農業委員会会長代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認いたしました。

これを踏まえ、各農業委員会の総会において年に1回以上「法令遵守の申し合わせ決議」を行う事となっているため、本市農業委員会においても令和8年度の決議を行おうとするものである。」との説明を行い、決議案を朗読した。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について原案どおり決定する。

#### 議案第7号

川越市農業委員会事務局処務規程の一部を改正  
する告示を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「まず、改正の趣旨としては、農地等の利用の最適化として、遊休農地の発生防止・解消に係る業務を行っていることから、川越市農業委員会事務局処務規定の一部を改正しようとするものである。次に、改正の概要については、第7条に、「遊休農地に関すること」を追加しようとするものである。また、施行期日については、令和8年4月24日

としようとするものである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第7号について原案どおりに決定する。

#### 議案第8号

川越市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する告示を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「まず、改正の趣旨として、別表（第2条関係）中に、現在は存在しない地名の「大字新宿」が記載されていることから、「川越市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程」の一部を改正しようとするものである。改正の概要については、別表（第2条関係）中、川越区域の詳細から「、大字新宿」を削除しようとするものである。また、施行期日については、令和8年4月24日としようとするものである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第8号について

原案どおりに決定する。

### 1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第509回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和8年5月28日

---

議 長            渋谷 武

---

委 員            今野 英子

---

委 員            永島 千恵子

---

委 員            田畑 たき子

---